

軽微変更報告について

相談について

- ・ 確認済証交付後に設計内容に変更が生じた場合で、「軽微な変更」扱いでよいか、「計画変更」に該当するかの判断に疑問を生じた場合には、担当の確認検査員同席のうえ、変更の概要についてヒアリングさせていただき、変更内容を確認いたします(簡単な内容であれば、電話(03-5825-7545)でもご相談に応じます)。
- ・ 相談に来られる際は、窓口(電話03-5825-7545)までご連絡ください。打合せ日時をあらかじめ調整させていただきます。
- ・ 相談に来られる際は、打合せ資料として、変更前の図面、変更箇所、変更概要が分かる資料をお持ちください。
- ・ 「計画変更」に該当する場合には、計画変更の確認申請手続が必要になり、時間がかかります(中間検査および完了検査の予定日から遅くとも1ヶ月前までに計画変更の確認申請をされるよう、スケジュールの調整をお願いしています)。仮に計画変更の確認申請手続が必要になる場合にも工事に支障をきたさないよう、「軽微な変更」扱いでよいか、「計画変更」に該当するかの判断に疑問を生じた場合には、早めにご相談ください。

提出に際しての留意点

軽微変更報告に必要な書類は、別紙1。「**軽微変更報告に必要な書類**」のとおりです。当社のホームページよりダウンロードしてください。

申請書類は、別紙2。「**軽微変更報告書類作成要領**」を参考に作成のうえ、提出してください。

お問い合わせ

- ・ その他、疑問な点は、下記までお問合せください。

株式会社東京建築検査機構
中央区東日本橋 1-1-4 東日本橋 M-1 ビル 8F
確認検査事業部
Tel.03-5825-7545 Fax.03-5825-7617

別紙 1 .

軽微変更報告に必要な書類

- ・ 軽微変更報告に際しては、以下の書類等をご用意ください。各書類は当社のホームページよりダウンロードし、作成のうえ、ペーパーで提出してください(当社は、磁気ディスク等による手続きは受付ておりません)。

	書類名	申請様式	関連事項	提出部数	提出時期
1	軽微変更報告書	TBTC 第9号		2	申請時
2	委任状	TBTC 第25-1号	・ 建築主以外の代理人(建築士法上必要な資格が必要)が申請する場合に必要になります。 ・ 確認申請時に平成 17 年 6 月 27 日改訂以降の委任状を提出されている場合は、確認申請時のコピーで結構です。	2	申請時
3	軽微変更内容リスト表			2	申請時

別紙2 .

軽微変更報告書類作成要領

- ・ 各書類の巻末に記載された注意事項をよく読んで作成してください。
- ・ 次の点にも注意して作成してください。

	書類名	作成要領
1	軽微変更 報告書	【確認済証交付者】 ・ 代表取締役社長（または代表取締役）の名前まで記載願います。 【変更の概要】 ・ 軽微変更が多数に及ぶ場合には、そのうちで重要なものを数項目記載願います。
2	委任状	3 . 申請の要旨 ・ 工事種別（新築、増築、用途変更等）を記載願います。 ・ 確認申請時に平成17年6月27日改訂以降の委任状を提出されている場合は、確認申請時のコピーで結構です。
3	軽微変更内容 リスト表	・ 各分野（意匠・構造・設備）別に、等の番号をつけ変更項目をまとめて記載してください。
	申請図面	・ 変更前の図面は、確認申請時の(副)本を白黒コピーし、 <u>変更部分を赤線で囲ってください</u> 。変更箇所が2箇所以上ある場合は、囲った部分に、等の番号を記載してください。尚、変更箇所の番号は上記リストの番号と合わせてください。 ・ 変更前の図面には、 <u>変更前</u> と記載してください。 ・ 変更図面には、 <u>変更後</u> と記載し、通し番号をつけてください。 ・ 更に1枚目の図面には合計枚数を記入してください。

軽微変更報告書の決裁

- ・ **報告書類・図面が全て整った時点で受理日とさせていただきます**
- ・ 審査の結果、建築基準法関係規定に適合していると認められる場合は、提出いただいた軽微変更報告書の決裁欄に捺印し、副本をお戻しします。

「軽微な変更」または「計画変更」について

- ・ 「計画変更」に該当するものか、「軽微な変更」に該当するものかの判断は、別紙3 . を参考にしてください。
- ・ 判断に疑問を生じた場合には、早めに担当の確認検査員にご連絡、ご相談ください。

「計画変更」該当する場合

- ・ 別途、用意している計画変更の確認申請手続に関するパンフレット「計画変更確認申請について」(TBTC第59号様式(平成20年3月3日改定))を参照のうえ、手続をして下さいますよう、よろしくお願いたします。

別紙 3 .

計画変更について

計画変更該当する場合は、確認申請手続が必要となり、時間がかかります。工事に支障をきたさないためにも、「計画変更」に該当するものか、「軽微な変更」に該当するものかの判断に疑問を生じた場合には、早めに担当の確認検査員にご連絡・ご相談願います。

計画変更等の手続きが必要な場合は、各検査の予定日から遅くとも1ヶ月前までに申請ができるよう、スケジュールをご調整願います。

計画変更該当するもの

建築基準法施行規則第3条の2（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）の記載事項に該当しないもの

軽微な変更該当する具体例 （意匠関連）

- 1) 道路の幅員が大きくなるもの
- 2) 敷地面積が増加するもの
- 3) 建築物の高さが減少するもの
- 4) 建築物の階数が減少するもの
- 5) 建築面積が減少するもの
- 6) 床面積の合計が減少するもの
- 7) 用途の変更（類似の用途相互間におけるものに限る）
- 8) 間仕切壁の変更（主要構造部・防火上主要なもの以外）
- 9) 防火材料・構造が同等、上位のものへの変更
- 10) 開口部の位置、大きさの変更（採光・換気有効部分の減ずるもの、延焼ラインにかかるもの、避難経路にかかるもの及び非常用進入口を除く）

（構造関連）

- 1) 基準階高の減少、軒高の減少（構造断面の変更がないもの）
- 2) 杭工法、杭の長さの変更（同等以上の工法で杭径、支持力、種別の変更がないもの）
- 3) 直接基礎の根切り深さのみの変更
- 4) 地盤改良の改良長さのみの変更
- 5) 杭芯ずれによる変更で、断面および配筋の変更がないもの
- 6) 小梁配置の部分的な変更で、建物全体への影響がないもの
- 8) 柱、梁の断面および配筋に変更がないもの
- 9) 同構工法の製品名の違うもの（スラブ、開口補強等）

疑問な点など、何かございましたら、下記までお問合せください。

株式会社東京建築検査機構

中央区東日本橋 1-1-4 東日本橋 M-1 ビル 8F

確認検査事業部

Tel.03-5825-7545 Fax.03-5825-7617